

平成 25 年 4 月 1 日

お 客 様 各 位

豊 田 信 用 金 庫
理 事 長 田 端 稔

当金庫の「中小企業金融円滑化法」期限到来後の方針について

中小企業金融円滑化法は本年 3 月末に期限を迎えましたが、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるという当金庫の基本的な取組方針は何ら変わりありません。

引続き、お客様の課題解決に向けて取組んで参ります。

【基本的な取組み方針】

- (1) 健全な事業を営むお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つです。金融機関業務の公共性及び社会的責任を認識し、適切なリスク管理態勢の下、積極的にリスクテイクを行い、今後も金融仲介機能を発揮して参ります。
- (2) 中小企業者皆様の事業活動の円滑な遂行とこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を図るとともに、地域における生活の向上と経済の健全な発展に貢献します。

【金融円滑化に係わる苦情相談窓口のご案内】

イ. ご相談窓口

- ・ 平日相談窓口 お取引先店舗
- ・ 休日相談窓口 本店「相談プラザ」(土曜日のみ)

営業時間：9:00 ～ 17:00 フリーダイヤル 0120 - 539 - 711(直通)

ロ. 苦情相談窓口

経営支援部 経営サポート課

受付時間：9:00 ～ 17:00 フリーダイヤル 0120 - 546 - 011 (直通)

土、日、祝日、信用金庫の休業日は除きます。

以上